

Advantage Partnership Lawyers

コーポレート ガバナンス

1. コーポレート ガバナンスの重要性

SOX上会社役員は年次報告書にガバナンスが会社には存在しそれを維持している事を承認する訳ですので会社役員及び上級管理職はガバナンス上問題がある場合個人的に訴訟の対象となります。

2. 訴訟から逃れる為には

会社組織内に十分な内部監査機能を設置することです。

3. 内部監査士

最初に内部監査士を雇う事から始まります。正社員でも外注でも問題はありません。資格的には公認内部監査士。但し、オーストラリアでこの資格を所持する方が少ない為弁護士及び公認会計士が代行しております。次に会社組織外に内部監査委員会を設置することです。

4. 内部監査委員会

委員の過半数以上を外部の人間で固める必要があります。委員長は必ず外部の人間でなければなりません。外部委員の資格は多くは公認会計士及び弁護士であります。委員会は通常月に一度の頻度で開かれます。

5. 内部監査機能

内部監査士は財務監査及び業務監査の結果を内部監査委員会に報告します。報告を受けた委員会は内容を吟味し内部監査士に指示を与えると共に役員会に内部監査上の問題点を報告致します。報告先が社長であつてはいけません。

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所では内部監査の設定及び向上のお手伝いをしております。詳しくは下記までお問い合わせ下さい

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555

legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net